公　告

諸事項

公示送達

再審査請求人　大阪府東大阪市高井田西６丁目１番―10―407号
山本　雅弘

上記の者に送達すべき平成20年10月24日付け再審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館413号室内で保管されており、いつでも再審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

行政不服審査法第56条において準用する第42条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。

平成 22 年 11 月 29 日
厚生労働大臣　細川　律夫

（備考）裁決の主文及び年月日
平成20年10月24日付け再審査請求
裁決の主文　本件再審査請求は、これを棄却する。
裁決年月日　平成22年３月31日

再審査請求人　愛知県名古屋市南区呼続１―19―10メトロM24　６Ｅ
牧　　勝人

上記の者に送達すべき平成18年８月８日付け及び同月12日付け再審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館413号室内で保管されており、いつでも再審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

行政不服審査法第56条において準用する第42条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。

平成 22 年 11 月 29 日
厚生労働大臣　細川　律夫

（備考）裁決の主文及び年月日
平成18年８月８日付け再審査請求
裁決の主文　本件再審査請求は、いずれもこれを却下する。
裁決年月日　平成22年３月31日

再審査請求人　熊本県熊本市健軍５丁目１―５グランデュール健軍101号室
三木　裕子

上記の者に送達すべき平成20年11月12日付け再審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館413号室内で保管されており、いつでも再審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

行政不服審査法第56条において準用する第42条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。

平成 22 年 11 月 29 日
厚生労働大臣　細川　律夫

（備考）裁決の主文及び年月日
平成20年11月12日付け再審査請求
裁決の主文　本件再審査請求は、これを棄却する。
裁決年月日　平成22年３月31日

再審査請求人　東京都葛飾区小菅１丁目35番１号
東京拘置所内
井窪　　進

上記の者に送達すべき平成20年７月３日付け及び同年８月18日付け再審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館413号室内で保管されており、いつでも再審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

行政不服審査法第56条において準用する第42条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。

平成 22 年 11 月 29 日
厚生労働大臣　細川　律夫

（備考）裁決の主文及び年月日
平成20年７月３日付け及び同年８月18日付け再審査請求
裁決の主文　本件再審査請求は、いずれもこれを却下する。
裁決年月日　平成22年３月31日

再審査請求人　北海道網走市向陽ヶ丘１―５―１
北海道立向陽ヶ丘病院３階
宮下　繁美

上記の者に送達すべき平成20年12月19日付け再審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館413号室内で保管されており、いつでも再審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

行政不服審査法第56条において準用する第42条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。

平成 22 年 11 月 29 日
厚生労働大臣　細川　律夫

（備考）裁決の主文及び年月日
平成20年12月19日付け再審査請求
裁決の主文　本件再審査請求は、これを棄却する。
裁決年月日　平成22年３月31日

再審査請求人　京都府京都市左京区田中上大久保町22番地―１
上田　　均

上記の者に送達すべき平成20年11月27日付け再審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館413号室内で保管されており、いつでも再審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

行政不服審査法第56条において準用する第42条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。

平成 22 年 11 月 29 日
厚生労働大臣　細川　律夫

（備考）裁決の主文及び年月日
平成20年11月27日付け再審査請求
裁決の主文　本件再審査請求は、これを棄却する。
裁決年月日　平成22年３月31日

再審査請求人　大阪府門真市大字三ツ島1060番地７号棟304号
村上　幹雄

上記の者に送達すべき平成20年７月15日付け再審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館413号室内で保管されており、いつでも再審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

行政不服審査法第56条において準用する第42条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。

平成 22 年 11 月 29 日
厚生労働大臣　細川　律夫

（備考）裁決の主文及び年月日
平成20年７月15日付け再審査請求
裁決の主文　本件再審査請求は、これを棄却する。
裁決年月日　平成22年３月31日

再審査請求人　神奈川県横浜市中区長者町２―５―４　夕陽ヶ丘ニュースカイマンション706
木村　孝雄

上記の者に送達すべき平成18年７月24日付け再審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館413号室内で保管されており、いつでも再審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

行政不服審査法第56条において準用する第42条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。

平成 22 年 11 月 29 日
厚生労働大臣　細川　律夫

（備考）裁決の主文及び年月日
平成18年７月24日付け再審査請求
裁決の主文　本件再審査請求は、これを棄却する。
裁決年月日　平成22年３月31日

再審査請求人　東京都羽村市富士見平１―18羽村団地２―503
兼田　嘉子

上記の者に送達すべき平成18年７月１日付け再審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館413号室内で保管されており、いつでも再審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

行政不服審査法第56条において準用する第42条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。

平成 22 年 11 月 29 日
厚生労働大臣　細川　律夫

（備考）裁決の主文及び年月日
平成18年７月１日付け再審査請求
裁決の主文　本件再審査請求は、これを却下する。
裁決年月日　平成22年３月31日